

令和9年度 古殿町職員（社会人経験者）採用候補者試験募集要項

古殿町職員（社会人経験者）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

- | | |
|--------------------|-----|
| ○一般事務職（社会人経験者 土木） | 若干名 |
| ○資格免許職（社会人経験者 保健師） | 若干名 |

2. 受験資格

①昭和62年4月2日以降に生まれた者

（学歴は問いません。）

②上記年齢要件を満たす者で、次の何れかの要件に該当する者

- I 民間企業等にて土木（土木工事の設計、施工、監督等）に関する職務経験が3年以上（令和8年6月末時点）ある者
2級土木施工管理技士以上の資格を有している者

II 保健師の資格を有している者（保健師としての職務経験は問いません）

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 古殿町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

(1) 第1次試験

①職務能力試験（BEST-A）

論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題

60分・60題・四肢択一式

②職務適応性検査、事務適性検査

職務遂行に必要な適性についての検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験を行うほか、小論文試験等を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験会場	発表
第1次試験	令和8年 9月20日(日)	受付 9:00～9:30 職務能力試験 10:00～11:00 適性検査 11:15～12:00	福島市中町8番2号 福島県自治会館	令和8年 10月下旬 町役場掲示板に合格者番号を掲示するほか、受験者に合否を通知します。
第2次試験	令和8年 11月上旬	別に通知する	古殿町大字松川 字新桑原31番地 古殿町役場 TEL0247-53-3111	令和8年 12月上旬

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、古殿町の給料表によるが、経験に応じ支給します。この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、古殿町役場総務課で交付します。
また、古殿町ホームページからもダウンロードできます。(B4サイズで出力)

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「**社会人経験者・一般事務職試験申込用紙請求**」又は「**社会人経験者・資格免許職試験申込用紙請求**」と書いて、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封して送付してください。

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入し、受験票を切り離さず古殿町役場総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒に赤で「**社会人経験者・一般事務職試験申込**」又は「**社会人経験者・資格免許職試験申込**」と書き110円切手を貼った自分宛の返信用封筒（定型サイズ）を同封し、必ず簡易書留にて送付してください。
- ② 受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

※申込書記入欄の3 試験職種には、**社会人経験者・一般事務職**又は**社会人経験者・資格免許職**と記入してください。

(3) 受付期間

令和8年7月15日（水）から 令和8年8月14日（金）まで
執務時間内（8：30～17：15）に限ります。）

郵便による申込書提出期限は、 8月12日（水）の消印まで有効といたします。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第76条の規定により請求することができます。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1ヶ月間	古殿町役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

※ 解答用紙は、「HB」の鉛筆を使用してマークする方法です。「HB」以外の鉛筆、万年筆、ボールペン等は、機械による読み取りが不能なので使用できません。

- (2) 試験当日の試験会場には駐車場がありませんので、ご注意ください。

- (3) 受付時間は厳守してください。